

写

事務連絡
平成28年11月8日

各保険医療機関の長 様

岩手県保健福祉部健康国保課総括課長

平成29年1月以降の東日本大震災津波により被災した被保険者等に対する
一部負担金免除措置の延長について

日頃、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の円滑な実施について、御協力いただきありがとうございます。

さて、東日本大震災津波により被災した方を対象とした一部負担金の免除措置については、県内の市町村国民健康保険者及び後期高齢者医療広域連合において、平成28年12月末まで実施しているところですが、この免除措置を平成29年12月末まで延長する予定としております。

つきましては、平成29年1月以降に有効期限内の一部負担金免除証明書を提示した場合は、引き続き、支払いを免除する取扱いとしていただきますようお願いいたします。

また、別添の周知用チラシを院内に掲示いただくとともに、窓口での対応について、下記のとおり御協力くださいますよう併せてお願いいたします。

なお、支払いを免除した一部負担金については、引き続き、現在の手続きにより岩手県国民健康保険団体連合会に請求してください。

記

- 1 保険医療機関等の窓口において、有効期限内の免除証明書を提示した県内の市町村国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者に対して、一部負担金の支払いを免除することとなりますので、次のことに御留意願います。
 - (1) 有効期限が切れた免除証明書は無効となりますので、免除証明書の提示があった場合は、必ず有効期限を御確認願います。
 - (2) 免除証明書の提示がない場合は、原則として一部負担金を支払うこととなりますが、新しい免除証明書が手元に届いていないなど、提示できなかったことがやむを得ない場合は、保険者から還付が受けられますので、住所地の市町村窓口にご相談するよう御案内願います。
なお、還付を受けるためには、領収書が必要となることを併せてお伝え願います。
- 2 新しい免除証明書の交付は、現在、各保険者で準備を進めておりますので、詳細については、加入する市町村国保の窓口又は岩手県後期高齢者医療広域連合に問い合わせいただくようお願いいたします。

担当：国保担当
電話：019-629-5479